

役員及び評議員の報酬等の支給基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人巨樹の会（以下「この法人」という。）の寄附行為第59条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- 2 常勤職員として給与等の支給のある役員に関しては、前項の報酬を支給しないものとする。
- 3 評議員に関しては、前項の報酬を支給しないものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 退職慰労金 別途理事会において決定する。
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月 26 日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。）
- (2) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職し、理事会において決定された後 6 か月以内
- 2 非常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、第一号の常勤の役員と同様とする。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金を控除して支給する。

（費用）

第 6 条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬等の日割り計算）

第 7 条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（端数の処理）

第 8 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

（公表）

第 9 条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第 63 条の 2 第 4 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

（改廃）

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

別表第 1（常勤役員の報酬）

役職名	報酬の額（上限月額）
理事長	300 万円
理 事	50 万円
監 事	50 万円

別表第 2（非常勤の役員の報酬）

役職名	報酬の額（上限月額）
理事長	200 万円
理 事	10 万円
監 事	10 万円

※非常勤の理事及び監事に関して、別途、会議等出席の依頼があった場合については、別表第 2 の報酬とは別に会議に出席した時間を時給 1 万円に換算して支給するものとする。但し、報酬総額の月額は上限 30 万円とする。